

【宮城県の最低賃金】


平成29年10月1日から宮城県最低賃金は**772円**です！
平成29年12月15日から宮城県特定(産業別)最低賃金が改定されます！

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者と使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ定められています。

特定(産業別)最低賃金は、関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。

⇒[詳細はこちら](#)



最低賃金、確認した？

宮城県 最低賃金 が改定されました。

平成29年10月1日から (時間額) **772円** **24円UP**

雇う上でも、働く上でも、最格別のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最格賃金。

宮城県労働局 022-299-8841

宮城県最低賃金



最低賃金、確認した？

宮城県の最低賃金

宮城県の最低賃金が改定されました。

最低賃金制度とは？
働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

適用される最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	772円	平成29年10月1日
特定(産業別)最低賃金	鉄鋼業	872円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	819円
	自動車小売業	840円
平成29年12月15日		

お問い合わせ先 宮城県労働局(022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

生産性を向上し賃金を改善するための助成金

賃金改定助成金 キャンペーン助成金 人権評価改定助成金

生産性向上のための設備投資助成金 有期契約労働者、短期労働者、派遣労働者等に対する賃金向上のための人事評価制度と賃金制度を併用して、生産性向上を図るための設備投資助成金 生産性向上のための設備投資助成金 生産性向上のための設備投資助成金

宮城県労働局 022-299-8834 宮城県労働局助成金コーナー 022-299-8063 宮城県労働局助成金コーナー 022-299-8063

宮城労働局 <http://miyagi-rouboukyoku.jstta.mhlw.go.jp/>

宮城県特定(産業別)最低賃金

～生産性を向上し賃金を改善するための支援事業～

【最低賃金総合相談支援センター】

最低賃金の引上げに向けた相談が受けられます！

最低賃金の引上げのためや生産性の向上のための経営改善に取り組む中小企業のワン・ストップ相談窓口です。中小企業庁が実施する支援事業と連携して、労働条件管理、賃金規定等の整備等に関するご相談のほか、社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家派遣等も出来ます。ご活用ください。

⇒ [詳細はこちら](#)

宮城県最低賃金総合相談支援センター

仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F

TEL : 0120-750-573

古川相談窓口

大崎市古川駅南2-9-48 宮城労働基準協会古川支部

TEL : 0229-23-2257



【業務改善助成金】

賃金引上げのために設備投資などを行う事業場は助成金が受けられます！

中小企業・小規模事業者の業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るために設けられた制度です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業場に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

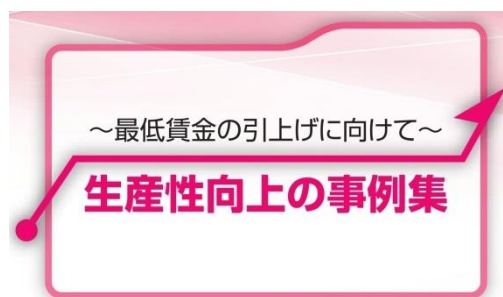
⇒ [詳細はこちら](#)



【生産性向上事例集 ～最低賃金の引上げに向けて】

賃金の引上げにつなげるためのヒント集としてご活用ください！

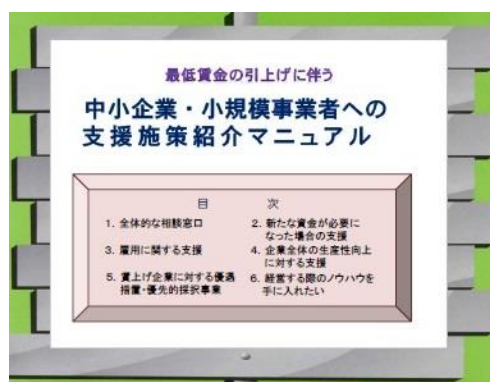
個々の事業場を対象とした業務改善助成金や、業界団体を対象とした業種別中小企業団体助成金の活用事例をもとに、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を掲載しています。特に、取組の中心となった人や、取組後の変化、助成活用のポイント等を分かりやすくまとめています。⇒ [詳細はこちら](#)



【中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル】

最低賃金の引上げに向けた企業の取組にご活用いただけるマニュアルです！

厚生労働省及び中小企業庁では、最低賃金の引上げに向けた企業の取組にご活用いただける支援措置に関して、その内容や関連に関する相談窓口をご紹介しますとともに、各相談窓口の連携を強化すべくマニュアルを作成しています。⇒ [詳細はこちら](#)



目 次	
1. 全体的な相談窓口	2. 新たな賃金が必要になった場合の支援
3. 雇用に関する支援	4. 企業全体の生産性向上に対する支援
5. 賃上げ企業に対する優遇措置・優先的採択事業	6. 経営する際のノウハウを手に入れたい

【「稼ぐ力」応援チームプロジェクト】

賃金引上げの影響が大きい業種向けのセミナーが開催されます！

厚生労働省及び中小企業庁では、最低賃金引上げの影響が大きい業種について、最低賃金のルールを徹底を図りつつ、同時に経営に関するセミナーや個別相談等を開催することによって、収益力の向上等を図り、賃金を引き上げやすくする環境を整えるため、収益力向上等のためのセミナー(「稼ぐ力」応援チームプロジェクト)を開催します。

[⇒詳細はこちら](#)

**最低賃金引上げに向けた
収益力向上セミナー**
～稼ぐ力応援チームプロジェクト～

最低賃金が上がります。(両面参照)
最低賃金を守ることが必須です。
最低賃金を守ることができるよう、
皆さんの「稼ぐ力」を強くお手伝いします。

生産性向上 → 収益力UP → 賃金引上げ

中小企業診断士、税理士・企業
経営者(ゆ)などが、皆さんの相談
に寄り、アドバイスをします!!

『生活衛生関係営業』
収益力向上セミナー

収入を増やす工夫は？
 経費を減らす工夫は？
 一歩先を視野に入れた
経営をするための着目点は？
 そのための準備は？

日時 2017年3月5日(月)
14:00～16:30

場所 ホテル白萩
仙台市青葉区磯野2-2-19

個別相談ブースをご用意しています

セミナーに関するお問い合わせ

宮城労働局 雇用環境・均等室
仙台市宮城野区張森町1 仙台第4合同庁舎
電話:022-299-8844
FAX:022-299-8845
<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>